

社会福祉法人 まどか 旅費支給規程

社会福祉法人まどか 旅費支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、給与規程第 26 条の規定により、業務のために役員・評議員及び職員が要する費用について必要な事項を定めるものとする。

(出張の手続)

第 2 条 出張する役員・評議員及び職員は、出張命令書（別紙様式）により、出張前に理事長又は施設長の承認を受けなければならない。

(理事会・評議員会・監査時等)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、費用弁償として別紙 1 に定める日当を支給する。

2 前項の日当は、理事会と評議員会が同日に開催された場合、理事と評議員を兼任するものには重複して支給しない。

3 役員が法人及び事業の業務にあたった場合（出張を除く）についても、費用弁償として別紙 1 に定める日当を支給する。

4 役員及び評議員を兼務する職員については、前項 1 から 3 を適用しない。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道運賃、船賃、航空運賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路によりこれを計算する。ただし、業務の必要又は天災その他やむを得ない事由により、通常の経路により難しいときは、その旨を直ちに理事長又は施設長へ報告し判断を仰ぎ、現によった経路による。また、直ちに報告が出来なかった場合には帰任後、速やかに報告し判断を仰ぐものとする。

(旅費の支給方法)

第 6 条 旅費は出張前に概算額を支給する場合も含め、帰任後速やかに精算しなければならない。

2 旅費の計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数とする。

(鉄道賃)

第 7 条 鉄道運賃の額は、別紙 2 により支給する。

(船賃)

第 8 条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃を支給する。

(航空賃)

第 9 条 航空賃の額は、現に支払った通常航空運賃とする。

(車賃)

第 10 条 車賃の額は、実費額を支給する。

(日当)

第 11 条 日当は、出張の日数に応じて 1 日当たり 2,000 円を支給する。ただし、日帰り出張については 1,000 円を支給する。また、役員及び評議員についても同様とする。

(宿泊料)

第 12 条 宿泊料は、現に支払った額を支給する。ただし、別紙 3 に定める額を限度とする。

(事故による滞留中の宿泊費)

第 13 条 出張中に、傷病、天災その他避けることのできない事故のため滞留したときは、その滞留日数を出張日数に算入する。ただし、この場合その事実を証明するために、医師の診断書並びに遅延証明書等を後日提出しなければならない。

(この規程により難い場合の措置)

第 14 条 この規程の運用に関し、この規程に定めのない事項については、理事長又は施設長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 17 年 9 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の改正（適用範囲に役員・評議員を追記、宿泊料の変更）は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。
- 3 この規程の改正（別紙の追加、理事会・評議員会・監査時等の条項追加、第 1,2,4,5,6,8,9,11,13,14 条の変更、第 12 条の削除）は、平成 26 年 3 月 1 日より施行し、平成 25 年 11 月 1 日より適用する。
- 4 この規程の改正（日当の変更）は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別紙 1

(第 3 条 1 項関係)

名 称	日当
理事会出席日当	500 円
評議員会出席日当	500 円

(第 3 条 3 項関係)

名 称	日当
理事長業務日当	500 円
理事及び評議員業務日当	500 円
監事監査指導日当	500 円

別紙 2

(第 7 条関係)

区分	座席	特急料金	グリーン車
役員	指定席	利用可能	利用不可
評議員	指定席	利用可能	利用不可
職員	自由席	利用可能	利用不可

※ 職員の座席については、理事長又は施設長の判断により必要に応じて指定席を使用できるものとする。

別紙 3

(第 12 条関係)

区分	宿泊料	
	甲地方	乙地方
役員	12,000 円	10,000 円
評議員	12,000 円	10,000 円
職員	10,000 円	8,000 円

※ 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都および地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令(昭和 31 年政令第 254 号)に指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。